昭和52年3月27日

のお知らせ

足立区国民年金課

2882 - IIII

国民年金特集号



老後にゆと

■生活の支えは国民年金で■ 昨年も年金額が大巾に 引上げられました

「安心して老後を渦したい」これは私達の老後に対する共 通した願いです。

この私達の願いを支えてくれるものは年金です。

現在、我が国では国民すべての老後の生活を守るため、国 民皆年金制度をとっております。会社に勤めている人は厚生 年金・役所や学校に勤めている人は共済組合の年金、そして 自営業・自由業の人やその配偶者、厚生年金のない事業所に 働いている人は国民年金にと、どれかの年金に必ず加入する ことが義務づけられています。

平均寿命の大巾な伸び、高齢化社会への急速な歩み、それ と近年の社会情勢のきびしさも加って国民年金に対する人々 の期待と関心は急激に高まり、老後の生活を支える国民年金 の果たす役割はますます大きくなっています。

国民年金はあらかじめかけ金を納めた人に、老後や障害、 死亡と言う事故があった場合に年金を支給する制度です。

まだ、加入してない方や、厚生年金をやめたままになって いる方はこの機会に是非加入して老後や万一の事故にそなえ てくだざい。

帆出年金のごあんない

国民年金にはいれる人

●必ずはいらなければならない人 (強制加入)

自営業者、およびその家族の方など他の公的年金(厚生年 金、共済組合等)に加入してない方。

老齢年金を受けるためには、60歳になるまでに最低25年間 (生年月日によって別記「老齢年金受給資格期間表」のとお り10年から24年に短縮されます)納付することが必要です。

●希望ではいれる人 (任意加入)

サラリーマンの奥さんや昼間部の学生、公的年金制度の受 給権者とその配偶者などで20歳から59歳までの方。

※いずれの場合も加入の手続きは区役所国民年金課又は出張 所ヘどうぞ

お問い合わせは区役所国民年金課適用係まで。

●将来「より多くの」年金を受けるためには 付加(加算)年金に

より高い年金を受けたいと希望される方は定額保険料(1 カ月 1,400円、52年4月から 2,200円) に 400円上積みしま すと割増の年金が受けられます。

ご希望の方は、印鑑と国民年金手帳をご用意のうえ国民年 金課又は近くの出張所へ申し出て下さい。

ただし保険料の免除者は除かれます。

受けられる年金額は付加保険料を納めた月数に 200円をか けた金額です。

(例) 25年間納めたとき

一般分 1,300円× 300月=390,000円

合 計 =450,000円

●国民年金の特色

△保険料は、所得控除(社会保険料)の対象となります。 △いろいろの年金制度は通算されます。

●サラリーマンの奥さんも国民年金へ加入を

奥さんは国民年金、ご主人は厚生年金などと、ご夫婦が豊 かな老後をすごせるよう、今からでも国民年金に加入してご 自分も年金を受けられるようにしてはいかがですか。

サラリーマンの奥さん (20歳以上59歳未満) は、ご主人が 厚生年金などに加入しているため国民年金は任意加入となり 1年以上加入するだけで老齢 (通算) 年金がうけられます。

ただし、年金の受給資格期間をみる場合、サラリーマンの 配偶者であった期間(ご主人の厚生年金などの加入期間)と国 民年金の加入期間とを合せて、60歳までに25年以上、(年齢 により別記「老齢年金受給資格期間表」のとおり10年から24 年に短縮)となることが必要です。



課へ申し出てください。

国民年金から6年 分の通算老齢年金 1,300円×72ヵ月= 93.600円



額は実際に保険料を納めた月数で計算されます。



老齡年金





障害年金





母子年金

死亡一時金

◎ 国民年金に加入しますと老齢年金だけでなく、下の表の ようにいろいろの場合に年金が受けられます。

保険料は、1ヵ月1,400円(52年4月から2,200円)で、年金

なお、加入の手続はご主人の厚生年金被保険者証または、

年金手帳と印鑑をご用意のうえ、お近くの出張所か国民年金

また、年金額は経済社会情勢の変動に対応させるため、 昨年も大巾に引き上げられました。

●拠出年金の種類と年金額●

(昭和51年9月から実施)

額 年金の 受けられるとき 額 額 月 *6 保険料を納める期間は、60歳になるま 10年 246.000P 20,500円 で、25年以上必要です。 ただし、昭和5年4月1日以前に生れ 390.000円 32.500F9 25年 たかたは、左の表のとおり24年から10年 老輪年金 まで短縮されます。 52,00019 624 000F 40年 65歳から一生 **高齡者特例** 5年 180,000円 15,000円 (5年年金に加入したかた) (10年年金) 国民年金納付月数×1,950 通算老 他の公的年金と通算期間25年以上のか 般 たが65歳になったとき。 国民年金納付月数×1,300 齡 年 金 病気やケガで、日常生活にいちじるしく支障がある障害になったとき。保険料を納めた期間は、最近1年以上、免除の 喷客程度 2 級 396,000円 - 33,000円 隨害年金 ある場合は、3年以上。 41,250円 1 級 495,000円 (以下納付要件同じ) 夫と死別し、18歳未満の子といっしょ 母子年金 子 1 人 396,000円 33,000円 に生活している母。 孫または、弟妹のいる祖母または姉(年 2,000円 子 2 人 24,000円 準母子年金 齢は上と同じ) 子 3 人 1人につき 片親によって、生活していた18歳未満 400円 の子が、親の死亡により、孤児となった 遺児年金 老齢年金を受ける資格のある夫が年金 老齡年金 [1,300×(納付月数+ か婦年金 を受ける前に死亡したとき10年以上つれ 免除月数×去)]の半額 そった60歳から65歳未満の裏。 3年以上20年未満23,000円、20年以上28,000円から52,000円付加年金加入の 保険料を納めた期間が、3年以上で年 金をもらったことがないかたが死亡した 死亡一時金 ときは 8,500円加算 とき。 付加年金納付月数×200円 (年額) 付加年金 (加算年金) 加入したかた

●老齡年金受給資格期間表●

老齢年金を受けるためには、保

険料は60歳に達するまでに最低25

年間納付することが必要ですが、

年齢によって下の表のように10年

から24年に短縮されています。

生 年 月 日	最低必要な 納付期間
明治44.4.2~ 45.4.1 45.4.2~大正 2.4.1	
大正 2.4.2~ 3.4.1	10年
3.4.2~ 4.4.1 4.4.2~ 5.4.1	
5.4.2~ 6.4.1	11
6.4.2~ 7.4.1	12
7.4.2~ 8.4.1	13
8.4.2~ 9.4.1	14
9.4.2~ 10.4.1	15
10.4.2~ 11.4.1	16
11.4.2~ 12.4.1	17
12.4.2~ 13.4.1	18
13.4.2~ 14.4.1	19
14.4.2~ 15.4.1	20
15.4.2~昭和 2.4.1	21
昭和 2.4.2~昭和 3.4.1	22
3.4.2~ 4.4.1	23
4.4.2~ 5.4.1	24
5.4.2~以降	25

年金で しあわせな 老後を

いろいろな年金制度は通算されます

現在、公の年金制度は、国民年金、厚生年金、共済組合などに大別され、だれでもそのどれかの年金に加入することになっております。

どの年金に加入するかは、職業により異なっております。 職業が変ったため、一つの年金だけでは一定の年数にたりな い方のために、それぞれの年金の期間を合せて(別記「老齢 年金受給資格期間表」参照)の年数になれば年金を支給する のが通算年金制度です。

将来年金を受けるためには、国民年金と通算のときは25年 以上、厚生年金などでは20年以上、加入していることが必要 です

この年数をみたせば、厚生年金などの分は60歳から、国民 年金の分は65歳からそれぞれの期間に応じた年金が支給され ます。

ただし、厚生年金の脱退手当金を受けた期間は通算されません。

国民年金保険料が 52年4月から改定されます

年金額が引き上げられたことによって保険料も段階的に引き上げられることになっており、昭和52年4月分から次のように改定されます。

保険料の種類	現行月額	改定月額
通常保険料	1,400円	2,200円

※附加年金保険料 (月額400円) は現行どおりです。

保険料を納める方法は

区役所からあらかじめ皆様へ、金額や納める期限などが書いてある納付書をお送りします。これにより期限内のご都合のよいときに納めていただきます。

この納付書で納めるところは、都内の銀行・信用金庫・信 用組合の各本支店、都内の各郵便局、区内の農協、足立区役 所と第二庁舎内にある派出所となっております。 つまり、ど この銀行、郵便局という指定はなく、お仕事やお住いの近く で納められます。

納入後の領収証書は、お手数でもあなたの年金手帳といっしょに保管して下さい。

保険料のお支払は便利な口座振替で

電気、ガス等の自動支払と同様に、金融機関があなたに変って、ご指定の預金口座から自動的に保険料を納付するしくみです。

○取扱金融機関……銀行・信用金庫・信用組合の本、支店・ 農協。(郵便局は除く。)

〇振替のできる預金口座…普通預金・当座預金・合同運用指 定金銭信託に限ります。

○ご家族の預金口座からも振替られます。 手続きは、

○あなたの預金口座のある金融機関の窓口へ、国民年金手帳、 預金通帳、通帳に使用している印鑑を持参し、お申し出く ださい。

保険料は納期限までに納めましょう

保険料を納期限後いつまでも未払いのままにしておきますと
①あなたの将来の年金を受ける資格に関係してきます。
②万一、事故にあったときなど、せっかくの年金が受けられず、思わぬ損をすることがあります。
このようなことから、ぜひ納期限をお守りください。

保険料が納められないときは免除の 手続をどうぞ

経済的事情などで、保険料を納めることが困難なときは、 免除制度をご利用ください。

また、生活保護法による生活扶助、障害年金を受けている かたは、その受給を受けたときにさかのぼって保険料の納付 が免除になります。

免除になれば、その期間の年金額支給はもになりますが、 年金を受ける権利は確保されます。

経済的に余裕ができ保険料が納められるようになったとき は過去の免除された期間のうち10年以内のものに限ってその 当時の保険料で納めることができます。

この場合上記の減額は行われません。

満65才になったら老齢年金の請求を

満60歳をすぎて加入期間が終り、保険料を完納(免除期間も含まれます)された方は、満65歳になったとき、老齢年金の請求をして下さい。

手続は印鑑、年金手帳(最近1年以内の保険料領収書添付) 銀行、信用金庫振込希望の方は本人名義の預金通帳をご用意 のうえ区役所国民年金課へおいで下さい。

なお、事情により早く年金を受けたい方は、希望すれば60歳から、下の表のように減額した年金の請求もできます。

ただし、減額された率は終身かわりません。

65歳前に支給を希望した場合の減額率

60歳以上61歳未満			4 2 9	%	
61	"	62	"	3 5 9	%
62	"	63	"	289	%
63	"	64	"	209	%
64	"	65	"	115	%

なお、66歳以降に支給を希望 (65歳前に申出が必要) することもでき、この場合は年齢によって年金額が多くなります。

福祉年金のごあんない

◎ 国民年金は、かけ金を納めて受ける拠出年金が基本となりますが、日本国民で、この年金制度が始まったとき、すでに高齢に達していたかた、障害者や母子世帯であったかたなどのために、福祉年金があります。

○福祉年金の種類

年金の受けられるかた		年 金 額		
種 類	受けられるかた	年 額	月額	
老 齢 福祉年金	明治44年4月1日以前に生れたかたが、70歳になったとき	162,000円	13,500円	
障 害福祉年金	20歳以上のかたで、20歳未 満のときや、国民年金に加 入後1年以内に重度の障害 (国民年金法の1~2級) に該当したかたなど	1 級 243,500円 2 級 162,000	20,300円	
母 子 福祉年金	国民年金に加入後1年以内 に夫と死別し16歳未満の子 か、国民年金法の1級か2 級の障害者(20歳未満)と 生活している母	子1人のとき 211,200円 子2人以上のとき 第2子24,000円加	17,600円	
準 母 子 福祉年金	母子福祉年金に準じ、孫ま たは弟、妹と生活している 祖母、姉など	第3子から1人につき4,800円加算	2,000円	

(注)年金額は昭和51年10月分からの改正額



* すでに老齢年金(拠出制)を受けている方は70歳になっても老齢福祉年金は受けられません。

通算老齢年金を受給している方は70歳になったときに老 齢福祉年金を受ける資格はありますが両方の年金を受ける ことはできませんのでどちらか一方有利なほうを選択受給 することになります。

◎ 福祉年金は、かけ金なしで、国が費用を全額負担するので、つぎのような所得による支給制限と公的年金受給による支給制限があります。したがって、受給権者本人、配偶者、扶養養務者のうち、だれかが限度額以上の所得があった場合は支給が停止されます。所得制限にかからない場合でも、受給権者が現に公的年金を受けているときは、その年金の種類により、つぎの限度で支給が停止されます。

(注) ここに扶養義務者とは、受給権者と同居している子 供達のうち、生計維持の中心者のことです。

○老齢福祉年金の請求手続きに必要なもの

1	1 世帯全員の住民 栗の写し(謄本) 区役所の各出張所で、無料で交付します		
2	印 鑑	実印でなくても結構です。	
3	公的年金証書	公的年金等を受けている人だけ必要です。 ※公的年金とは、恩給・厚生年金(遺族年金を 含む。公務扶助料・戦没者遺族年金等をいいま す。	
4	所得証明書	(1)ことし、足立区外から転入した人 (2)70歳になったとき、足立区外に住 んでいた人 (3)配偶者が足立区外に住んでいる人 ※証明用紙は、区役所国民年金課・各出張所にあります。	

○公的年金受給による支給制限

普通恩給・厚生年金等	年額28万円以上の場合は、支給停止
戦争公務による遺族年金等	(戦死者の旧階級)少佐相当以上の場合は 支給停止

○所得による支給制限(昭和50年中の所得金額)

扶 養 人 数	老齢 障害 の本人	母 子 準母子 か本人	配 偶 者 扶養義務者
0人	700,000円	1,742,000円	5,813,000円
1.人	920,000円	2,002,000円	6,062,000円
2 人	1,180,000円	2,262,000円	6,275,000円
3 人	1,440,000円	2,522,000円	6,488,000円
4 人	1,700,000円	2,782,000円	6,701,000円
5人	1,960,000円	3,042,000円	6,914,000円

所得とは 給 与 所 得 の 場 合 (収 入 金 額) - (給与所得控除額) その他の所得の場合 (総収入金額) - (必要経費)

○未支給年金の支給

年金受給権者が死亡した場合、死亡した月までの年金に 未払いがあったとき、同一世帯の遺族の申請により、未支 給年金が1回に限り支給されます。

内線
お問合せ 加入・やめることは……388
は かけ金のことは……396
お気軽に 年金をうけることは…392
足立区役所 その他知りたいことは…385
国民年金課 ☆ (882) 1111代